

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画西14条地区地図計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	西14条地区地区計画						
位 置	帯広市西14条北5丁目、北6丁目の一部						
区 域	計画図表示のとおり						
面 積	1.3ヘクタール						
地区計画の目標	<p>当地区は、帯広市の中心部から北西約3キロメートルに位置し、東側北側は伏古別川に接し、周辺には、小学校、中学校等があり、良好な環境の住宅地として市街地が形成されている。</p> <p>今回、民間の開発行為により住宅地の造成を行うことからあわせて地区計画を定め、事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止し良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>						
区域の整備	<table border="1"> <tr> <td>土地利用の方針</td><td>良好な住宅市街地にふさわしい合理的な土地利用を図る。</td></tr> <tr> <td>地区施設の整備の方針</td><td>地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。</td></tr> <tr> <td>建築物等の整備の方針</td><td> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区的土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりあるまちなみが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 冬の生活に必要な日照や眺望の確保と整然とした家並みの形成を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。 5 閑静なまちなみにもふさわしい景観の形成が図られるよう「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 </td></tr> </table>	土地利用の方針	良好な住宅市街地にふさわしい合理的な土地利用を図る。	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区的土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりあるまちなみが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 冬の生活に必要な日照や眺望の確保と整然とした家並みの形成を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。 5 閑静なまちなみにもふさわしい景観の形成が図られるよう「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。
土地利用の方針	良好な住宅市街地にふさわしい合理的な土地利用を図る。						
地区施設の整備の方針	地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。						
建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区的土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりあるまちなみが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 冬の生活に必要な日照や眺望の確保と整然とした家並みの形成を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。 5 閑静なまちなみにもふさわしい景観の形成が図られるよう「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 						

6 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため「垣又はさくの構造の制限」として塀の高さの制限を行う。

2 地区整備計画

	地 区 の 名 称	西 14 条 地 区
	地区整備計画を定める区域	計 画 図 表 示 の と お り
	地区整備計画の区域の面積	1. 3 ヘ ク タ ー ル
地 区 整 備 計 画 事 項	建 築 物 の 用 途 の 制 限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 兼用住宅で、理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの、学習塾、華道教室その他これらに類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品若しくは工芸品を制作するためのアトリエ若しくは工房を兼ねるもの（建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち、第3号、第6号及び第7号に定めるものをいう。）</p> <p>(3) 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p>
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	200 平方メートル
	建 築 物 の 壁 面 の 位 置 の 制 限	<p>北側敷地境界線（ただし、隅切部分及び河川敷地境界線は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は1.5メートルとする。（ただし、道路に面する部分は1メートルとする。）</p> <p>北側を除く敷地境界線（ただし、隅切部分及び河川敷地境界線は除く。）から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1メートルとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.3メートル以下である場合はこの限りではない。</p>
	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	9 メートル

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>1 建築物の外壁・屋根は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観風致を損なわない重厚感のあるものとする。</p> <p>2 建築物の屋根は原則として、勾配のあるものとし、角度は5寸から矩勾配(45度)とする。ただし、附属建物は除く。</p> <p>3 自己の用に供する広告物、看板類で次の各号の要件を満たすもの以外は設置してはならない。</p> <p>(1) 一边(脚長を除く。)の長さが1.2メートル以内</p> <p>(2) 最大表示面積(表示面が2面以上のときはその合計)が1平方メートル以内。</p> <p>(3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>門の高さは1.5メートル以下とする。</p> <p>塀の高さは1.2メートル以下とし、透視可能な材料(高さ80センチメートル以下の部分はこの限りではない。)で造られたものとする。</p> <p>ただし、生け垣はこの限りではない。</p>
	備 考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

理 由

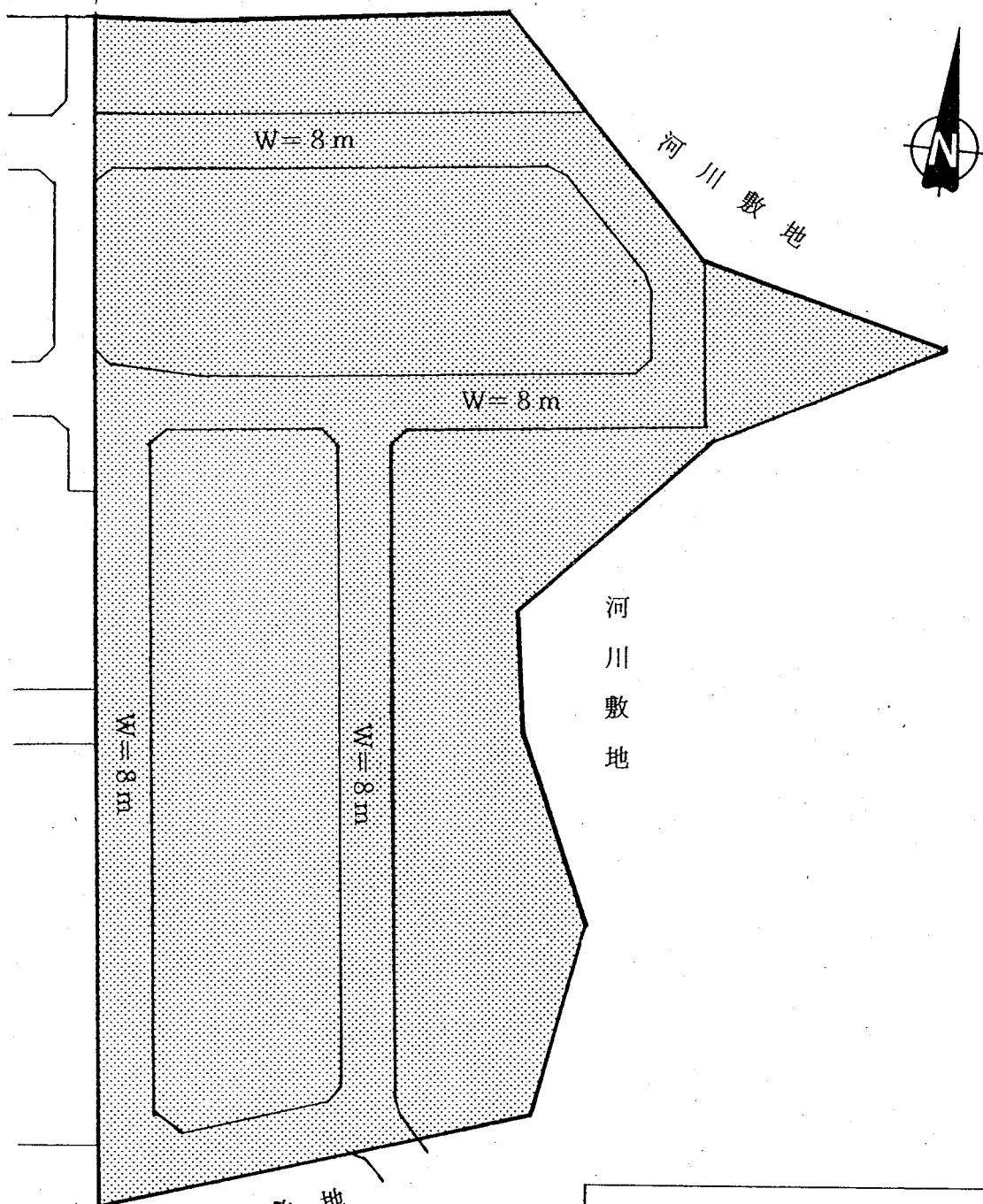
都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、地区計画の変更を行うものである。

帯広圏都市計画西14条地区地区計画 位置図



帯広圏都市計画西14条地区地区計画 計画図

河川敷地



凡例

地区計画の区域

地区整備計画区域

0m 20m 50m